

平成 24 年 天草市農業委員会第 11 回総会議事録

平成 24 年 10 月 26 日天草市農業委員会総会が天草市五和農業情報センターマルチメディア研修室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（36 名）

1 番	鶴田 雄士	君	2 番	稲田 秀敏	君
3 番	川原 昭雄	君	4 番	川口 直	君
5 番		君	6 番	森本 文隆	君
7 番	佐々木碩哉	君	8 番	中村三千人	君
9 番	小松 信男	君	10 番	江良 邦勝	君
11 番	浦上 廣幸	君	12 番	山本 友保	君
13 番	佐藤 駿二	君	14 番	福本 富人	君
15 番	山下 和弘	君	16 番	川峯 正美	君
17 番	川崎眞志男	君	18 番	森岡 一正	君
19 番	松本カヅエ	君	20 番		君
21 番	宮崎 義一	君	22 番	森下 雅成	君
23 番	滝下清三郎	君	24 番	山田 勝彦	君
25 番	前田 達也	君	26 番	柴田 眞一	君
27 番	山本 隆久	君	28 番	松岡 健吾	君
29 番	小堀田幸一	君	30 番	小川 浩治	君
31 番	松原 高弘	君	32 番	松川 兼光	君
33 番	戸谷 泰典	君	34 番	倉田 喜一	君
35 番	池田 裕之	君	36 番	梅田 良二	君
37 番	平岡 秀樹	君	38 番	本田 実	君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（2 名）

5 番	武内 正俊	君	20 番	橋本 正寛	君
-----	-------	---	------	-------	---

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内 健二	局長補佐	中村 政一
参 事	藤崎 眞二	参 事	吉田 直哉
主 査	寺澤 大介		

4、議事日程

開 会

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 議第 50 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 3 議第 51 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 4 議第 52 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 5 議第 53 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

日程第 6 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

事務局（森内健二君） 皆さん、こんにちは。ただいまから平成 24 年第 11 回総会を開催致します。恐れ入りますけど、携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り換えをお願いしたいと思います。それでは、鶴田会長からご挨拶をお願いします。

議長（鶴田雄士君） こんにちは。大変忙しいときにお疲れ様です。改選がございまして初めての総会でございます。私もなかなか不慣れでございますので皆さん方のご協力をよろしく申し上げます。さて 5 日に私と本渡五和農協と天草農協から農業者年金推進部長 2 名、森内局長、山下さん 5 名で農業者年金の推進についてご支援をいただくようお願いをして参りました。農協の職員の方もいらっしゃいますので、その人達ともう一度今年度内に話をさせていただきまして農協と一体となって推進をお願いしたいと思います。何卒よろしくお願い致します。それから 9 日には報告事項にもございますけれど、日南市の農業委員の方がオリーブの研修にみえられまして、この席で意見交換会を致しまして日南市の農業委員さんたちはそのままオリーブ園へ行っていただきました。オリーブも中々大変かと思っておりますけれども、私たちも勉強していかなければいけないかなと思っております。以上でございます。何卒スムーズにいきますよう皆様方のご協力をよろしく申し上げます。

事務局（森内健二君） ありがとうございます。本日は 5 番武内委員さんと 20 番橋本委員さんから欠席の届けが出ております。

なお、10 月 1 日の第 1 回の総会の折に中村委員さんと松川委員さん 2 名がご欠席でございましたので、本日ご紹介をします。よろしく申し上げます。簡単に自己紹介をお願いします。

8 番（中村三千人君） 皆さん、こんにちは。第 1 回の会議の折には私用で欠席させていただきました。私は今回農業委員として土地改良区の推薦をいただいて農業委員になりました。新和町出身の中村三千人です。なにぶん初めての農業委員でございます。色々と先輩各位のご指導をいただいて一生懸命頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

32 番（松川兼光君） こんにちは。有明出身の松川といいます。前回は無常で欠席させていただきました。私は市議会の推薦をいただきまして今期 2 回目になります。一生懸命やりたいという気持ちを持っていますので、よろしく申し上げます。

事務局（森内健二君） どうもありがとうございます。それでは今日の議事の進行は会長をお願いしたいと思います。

議長（鶴田雄士君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、

議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鶴田雄士君) それでは、7番佐々木碩哉委員、8番中村三千人委員を指名致します。

議長(鶴田雄士君) 日程第2、議第50号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について一括説明をお願い致します。

事務局(藤崎眞二君) お手元の資料の、 をご覧ください。1番について説明します。山の手町の譲受人は太田町の譲渡人より、南町の畑1,428㎡を売買により取得したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。

2番について説明します。山の手町の譲受人は、栄町の譲渡人より、南町の田70㎡を売買により取得したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、野菜を栽培される計画です。

事務局(吉田直哉君) 事務局の吉田と申します。10月1日は通常業務で留守番をしておりまして初めてお会いする委員さんもいらっしゃると思います。よろしくお願いいたします。主に牛深、新和、天草、河浦、下島を担当させていただくこととなっております。よろしくお願いいたします。

3番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の田1,634㎡畑22,342㎡を売買により取得したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、果樹を栽培される計画です。

4番について説明します。深海町の譲受人は深海町の譲渡人より、深海町の畑1,510㎡を売買により取得したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には果樹を栽培される計画です。

5番について説明します。天草町の譲受人は天草町の譲渡人より、天草町の田2,419㎡を売買により取得したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を作付けされる計画です。

6番について説明します。天草町の譲受人は天草町の譲渡人より、天草町の田1,694㎡を売買により取得したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地は水稻を作付けされる計画です。

議長(鶴田雄士君) それでは1番につきまして担当委員より説明をお願いします。

1番(鶴田雄士君) 1番、鶴田です。1番について説明致します。山の手町の譲受人は元々左官業をされていまして、他所へ出稼ぎに行っていたということで15年前にUターンされ

てそれから農業を始められたということでございます。現在は左官をしながら農業をやっているということでございますけれど、譲渡人が高齢で管理できないため買ってくださいというようなことでもございましたので売買の話になったということでございます。場所は十万山の中腹の東側の非常に眺めのいい場所でございます。夫婦二人で頑張っていらっしゃいますので問題はないかと思えます。耕作面積につきましては利用権設定でも拳がっておりますので問題はないかと思えます。よろしくお願ひします。

2番案件も同じ場所でございますので、続けて説明させていただきます。1番案件の申請地の一角ということで、そこを購入しなければ農地へ入れないということで申請されたわけでございます。よろしくお願ひします。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは2番につきまして質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは3番につきまして担当委員より説明をお願いします。

27番（山本隆久君） 27番山本です。3番について説明致します。先ほど事務局から説明があったとおりですけど、場所は五和支所から北西に2km位行ったところですよ。この土地は広うございますけれども、元はみかんが植わったあたりでございます。これをまた公共整備によってみかんを栽培したいということでございます。問題はないと思えます。よろしくお願ひ致します。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは4番について担当委員より説明をお願いします。

23番(滝下清三郎君) 23番滝下です。4番について説明を致します。譲受人は果樹農家で2町以上のみかん農家でございます。また申請理由でございますが、経営規模拡大ということでございますのでなんら問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは5番について担当委員より説明をお願いします。

29番(小堀田幸一君) 29番小堀田です。5番と6番について説明致します。譲受人は譲渡人の田を耕作されておりました、譲渡人が耕作できないということで買ってくれないかと話が出て売買に繋がったということです。現在も水稻を作っておられて、なんら問題ないと思います。

6番も譲受人が違うだけで、理由は一緒です。6番の譲受人も今度購入する田んぼを現在耕作していたため、売買の話が成立したのでなんら問題ないと思います。よろしく審議をお願いします。

議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

続きまして6番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

議長(鶴田雄士君) 日程第3、議第51号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

事務局(寺澤大介君) 資料、及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。佐伊津町の申請人は植林するため、本渡町の畑955㎡を転用したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

31番(松原高弘君) 31番、松原です。1番について説明をします。ただいま事務局の説明のとおり山林として転用したいというものです。場所は佐伊津町と本渡町広瀬の境に位置します。現地の状況は写真のとおりでございます。奥の方は山林となっております。隣接所有者からの同意と区長からの排水同意はいただいております、特に問題ないかと思っておりますのでよろしくご審議をお願いします。

議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について事務局より説明をお願い致します。

事務局(藤崎眞二君) 2番について説明します。志柿町の申請人は、下浦町に所有する農地に住宅を新築するため、下浦町の田499㎡を転用したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、申請地の農地区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内に位置するため第1種農地となっております。第1種農地は、原則許可することができませんが、農地法の運用第2の1の(1)のイの(イ)のgにあります「公益性が高いと認められる事業で、土地改良法第7条第4項に定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に定められた土地改良事業計画に定められた用途に供する場合」は例外的に許可できることとなっております。

申請地は、土地改良事業計画において宅地として計画されています。以下、一般基準に

については記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。今の説明ではさっぱりわかりませんと思いますけれど、始末書の文書を読めばはっきり判りますので読みます。申請地は9年前に換地処分がされました。申請地は土地改良事業計画における農用地外の用に供する土地ということで処理されました。これにより申請地は農地外の土地になったものと思っており、そこで申請地を駐車場及び資材置き場として使用しておりました。しかし、今回住宅を新築するにあたり申請地を調査したところ、まだ申請地の地目は換地後も農地のままであることが判明しました。ということでございます。それから、土地改良区の意見書及び用途証明が付いています。以上です。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（藤崎眞二君） 3番について説明します。愛知県豊田市の申請人は、有明町に所有する畑732㎡と1,018㎡を植林し転用したいというものです。申請地は既に山林化しており始末書が添付されています。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

32番（松川兼光君） 32番松川です。3番を説明致します。場所は有明町の県立天草東高校があった所から西方向にあるところです。申請地を見に行きましたら、既に20年以上になるような檜が植えられていました。周囲も同じ年数の位の檜で囲まれた所です。現在申請人は愛知県在住ということですが、3年位前に親が亡くなられて、当時はその親が植えられたのだらうと思います。実家はお母さんが高齢ですので農業経営継続は難しいというような状況で申請人も3年位すると帰ってくるという話ですので、やむを得ないかなと思いました。周囲の関係者からの同意書は添付されており、問題はないと思いますのでお願いします。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか

んか。

(質疑なしの声あり)

議長 (鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について事務局より説明をお願い致します。

事務局 (吉田直哉君) 4番について説明します。河浦町の申請人は通路とするため、河浦町の畑 100 m²を転用したいというものです。この後の議第 52 号の 8 番の申請地と一体的に転用する計画です。既に通路として使用しており始末書が添付されております。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

議長 (鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

9 番 (小松信男君) 9 番、小松でございます。この審議につきましては担当の武内委員さんがお休みでございますので、私が代わりましてご説明を申し上げたいと思います。申請地は河浦町新合の中心地ということでございます。長年に渡りまして通路として利用されているということで、周囲につきましても宅地でございますのでなんら問題はございません。どうぞよろしく申し上げます。以上です。

議長 (鶴田雄士君) ただいま説明がありました 4 番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 (鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

議長 (鶴田雄士君) 日程第 4、議第 52 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。

それでは 1 番について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 (寺澤大介君) 4 条申請に引き続き、資料 、 、 及び前方のスクリーンをご覧ください。1 番について説明します。今釜新町の譲受人は駐車場とするため、熊本市の譲渡人から今釜町の田 497 m²を売買により取得し、転用したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、農地区分は第 3 種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合して

います。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

31番（松原高弘君） 31番、松原です。1番について説明致します。譲受人はただいま事務局の説明のとおり駐車場として転用したいというものです。場所は今釜町にある病院の隣接地になります。現地の状況は前方写真をご覧ください。現在の駐車場が狭いため車17台分の駐車場を作られます。既に盛土してあるので始末書がついております。雨水は場内に側溝を設けて既設水路へ流させます。隣接農地はなく区長さんの同意もついており、特に問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。新和町の譲受人は貸駐車場にするため、大阪府堺市の譲渡人から楠浦町の田240㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

22番（森下雅成） 22番の森下です。初めての説明でありますので、前担当委員にお聞きして参りました。2番について説明致します。この案件は今年の総会で審議され今年の4月に農振農用地区域から除外されたものでございます。申請地は亀場町と隣接している楠浦町近辺で住宅が密集している第2種農地となります。申請地周辺は住宅街を形成しておりますが、近隣に駐車場がありませんので申請地を貸駐車場として利用したいとのごことでございます。給排水計画でございますが、駐車場としてのみ利用致しますので給水はありません。汚水・生活雑排水は生じません。また雨水については道路側溝に流されます。農地転用につきましては、区長さん並びに隣接農地の所有者から同意を頂いておりますので皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。亀場町の譲受人は農業用施設を作るため、杵宇土町の譲渡人から亀場町の田461㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は農用地区域内にある農地となっております。農用地区域内にある農地は原則として許可することができませんが、農業用施設用地として用途区分が行われている農地で、農業用施設を建設する場合等は例外的に許可することができることになっております。以下、一般基準につきましては記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

12番（山本友保君） 12番の山本です。3番の説明を致します。場所は亀場町食場の南側でございます。亀場町食場の申請人は杵宇土町の譲渡人の水田を今回売買により求めて畜産経営を充実させたいとのことでございます。申請地に牛舎とビニールハウスを作って牛の餌、わら置場としたいとのことでございます。この水田は画面を見ていただければ判りますが、20年前に譲渡人より借り受けて牛舎等が建てられていますので、大変申し訳ないと始末書がつけられています。牛の汚水に関しての保健所、また市の環境課への届出は済んでおります。隣接地の同意書と区長さんの排水同意書も提出してあります。譲受人の農家はおじいさんとお父さんと息子さんの三世帯に渡って現在畜産経営に力を入れていらっしゃいます。そして息子さんは2年前に新規就農を致しまして日々努力をされています。そういう方でございますので始末書を付けて大変申し訳ないということでございます。皆さんの意見をお願い致します。以上です。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（寺澤大介君） 4番について説明します。下浦町の譲受人は宅地拡張するため、福岡県北九州市の譲渡人から下浦町の畑91㎡を売買により取得し、転用したいというもの

です。資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。5条の4番の地図を見ていただければ良く分かるんですが、場所は下浦の郵便局から東側にある集落にあります。市道沿いに申請地があって隣接地に家がありますが、所有者は北九州に住んでいて全然こっちには帰ってこれないそうです。借りて駐車場にしたけれども、今度売ってくれということで買われたそうです。既に駐車場の形になっていますので始末書もついています。特に問題はないと思いますけども、よろしくをお願いします。あまり広くはありません。車3台位置けばいっぱいです。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（藤崎眞二君） 5番について説明します。志柿町の借受人は個人住宅とするため、佐伊津町の貸渡人から佐伊津町の畑330.35㎡を使用貸借により借り受け、転用したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、申請地の農地区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内に位置するため第1種農地となっております。第1種農地は、原則許可することができませんが、農地法の運用 第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)にあります「住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については、例外的に許可できとなっております。申請地は、周囲に住宅があり集落接続の例外規定に当てはまります。以下、一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

13番（佐藤駿二君） 13番、佐藤です。貸渡人と借受人の間柄ですが貸渡人が借受人の婆さんの姉になつとです。貸渡人に子供がおらんかったもんですけん、譲受人と一緒に住んでいたという関係です。そこには下水道が通ってますし、給水はボーリングということで。説明にありましたように近所は家が建て込んでおります。農地が隣には2枚程ありますが、なんら問題はないと思います。よろしくお願い致します。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは、6番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） 6番について説明します。天草町の譲受人は貸駐車場とするため、天草町の譲渡人から天草町の畑231㎡を売買により転用したいというものです。既に貸駐車場としているため始末書が添付されています。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

29番（小堀田幸一君） 29番、小堀田です。6番について説明致します。現地の写真は前方スクリーンを見ていただければ判ると思います。場所は県道24号線下田温泉の上の方です。新しくできたバイパスのすぐ隣です。バイパスを作った時に畑だったところを更地のようにしてあります。道がでこぼこしているような状況で畑のような状況ではありませんでした。始末書を添付してもらいました。譲渡人が譲受人へ買ってくれということで話があったそうです。近所の駐車場がないということで売買が整ったようです。なんら問題はないと思いますのでご審議をよろしくお願い致します。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） 7番について説明します。天草町の借受人は自家消費分の太陽光発電施設を整備するため、三重県四日市の貸渡人から天草町の畑385㎡を使用貸借により転用したいというものです。なお、本案件は農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外申請に伴い、平成24年5月25日開催の天草市農業委員会第5回総会においてご審議いただき、転用の許可の見込みありとの審議結果をいただいた案件でございます。資

料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

29番（小堀田幸一君） 29番、小堀田です。7番についてご説明致します。借受人と貸渡人は親子でございます。現在、借受人の家が申請地の北側にありますけれど、家の屋根が小さいということで畑に太陽光のソーラーシステムを設置するということです。上のほうにも畑がありますが、ソーラーシステムの高さがそこまで上がらないということで、日照の問題もないと思います。左には木がありまして、段がついており下にもなんら問題はないと思いますので審議をよろしくお願い致します。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは8番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） 8番について説明します。河浦町の譲受人は通路及び倉庫とするため、河浦町の譲渡人より河浦町の畑109㎡を受贈により転用したいというものです。この案件は先ほど「許可相当」とご審議いただいた議第51号の4番の申請地と一体的に転用する計画でございます。既に通路及び倉庫として使用しており始末書が添付されております。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

9番（小松信男君） 9番、小松でございます。先ほど申し上げましたように、5番武内委員がお休みということで私が代わりに申し上げます。譲受人は元々自分の土地だということだと思っていたが相続をしたところ、よその土地だったというようなことで、自分の土地の中によその土地があったということで今回申請をされたということでございます。長年にわたりまして通路と倉庫ということで管理されているわけでございますが、今回贈与をお願いをするということで、登記漏れかなんか判りませんがそういうことで承諾を得たというようなことでございます。なんら問題はないと思います。区長さんの同意もいただいているというようなことでございました。よろしくお願い致します。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

んか。

(質疑なしの声あり)

議長 (鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

議長 (鶴田雄士君) 日程第 5、議第 53 号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局 (吉田直哉君) 資料 の議第 53 号をご覧ください。1 番の楠浦町の申請人ほか、所有権移転が 1 件、利用権の新規設定の計画が 64 件、再設定の計画が 13 件で、総面積は 183,777 m²となっております。なお、議第 53 号中、1 ページ目の 1 番については所有権移転、また 2 ページ目の 6 番から 9 ページ目の 59 番までにつきましては、農地利用集積円滑化団体を通じて農業生産法人への転貸の案件でございます。また、11 ページの 66、67 番につきましては、市外で新規に設立された農業生産法人の利用権設定の申出となっております。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人であり、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第 4 の 1 の (1) の ア に掲げる要件である、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、等各要件を満たしております。

議長 (鶴田雄士君) 事務局の説明がありました。各担当委員から補足の説明はありませんか。

(補足説明なしの声あり)

議長 (鶴田雄士君) ただいま説明がありました所有権 1 件、利用権 77 件につきまして質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 (鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (鶴田雄士君) ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

議長 (鶴田雄士君) 日程第 6、報告事項について事務局より各種の届出があったものについて報告をお願いします。

事務局(藤崎眞二君) ご覧いただく資料は資料 の最後のページになります。農地利用・形状変更届が2件あり、佐伊津町の田に埋土し畑として耕作するというもの、本渡町の田を埋土するというものです。許可不要転用届の4条関係は1件あり、有明町の田を農作業用道路にするというものです。許可不要転用届の5条関係は4件あり、五和町、本渡町、倉岳町、二浦町の農地にそれぞれ携帯電話の無線基地局を設置するというものです。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成24年天草市農業委員会第11回総会を閉会致します。

午後3時00分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長

鶴田雄士

署名委員

佐々木碩哉

署名委員

中村三千人